

令和4年12月
勝浦市議会定例会会議録（第5号）

令和4年12月15日

○出席議員 15人

1番 戸部 薫 君	2番 岩瀬 清 君	3番 瀧口 和男 君
4番 長田 悟 君	5番 戸坂 健一 君	6番 渡辺 ヒロ子 君
7番 狩野 光一 君	8番 久我 恵子 君	9番 佐藤 啓史 君
10番 岩瀬 洋男 君	11番 松崎 栄二 君	12番 丸 昭 君
13番 寺尾 重雄 君	14番 末吉 定夫 君	15番 岩瀬 義信 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 照 川 由美子 君	副 市 長 竹 下 正 男 君
教 育 長 岩 瀬 好 央 君	政 策 統 括 監 加 藤 正 倫 君
副 政 策 統 括 監 青 山 大 輔 君	総 務 課 長 平 松 等 君
企 画 課 長 高 橋 吉 造 君	財 政 課 長 軽 込 一 浩 君
消 防 防 災 課 長 神 戸 哲 也 君	税 務 課 長 大 野 弥 君
市 民 課 長 岩 瀬 由美子 君	高 齢 者 支 援 課 長 渡 邊 治 君
福 祉 課 長 水 野 伸 明 君	生 活 環 境 課 長 君 塚 恒 寿 君
都 市 建 設 課 長 栗 原 幸 雄 君	農 林 水 産 課 長 屋 代 浩 君
観 光 商 工 課 長 大 森 基 彦 君	会 計 課 長 鈴 木 和 幸 君
学 校 教 育 課 長 森 庸 光 君	生 涯 学 習 課 長 渡 邊 弘 則 君
水 道 課 長 窪 田 正 君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 植 村 仁 君	議 会 係 長 原 隆 宏 君
-----------------	-----------------

議 事 日 程

議事日程第5号

第1 議案上程・委員長報告・質疑・討論・採決

（総務文教常任委員長）

議案第75号 勝浦市教育特区学校審議会条例の制定について

議案第76号 勝浦市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

議案第77号 勝浦市学校教育施設整備基金条例の制定について

- 議案第78号 勝浦市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
議案第79号 勝浦市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
議案第80号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例の制定について
議案第81号 令和4年度勝浦市一般会計補正予算
(産業厚生常任委員長)
議案第82号 令和4年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算
議案第83号 令和4年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算
議案第84号 令和4年度勝浦市水道事業会計補正予算
議案第85号 指定管理者の指定について
議案第86号 指定管理者の指定について
議案第87号 指定管理者の指定について

第2 諮問上程・説明・質疑・採決

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第3 発議案上程・説明・質疑・討論・採決

発議案第5号 勝浦市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第4 議員の派遣について

開 議

令和4年12月15日(木) 午前10時開議

○議長(末吉定夫君) おはようございます。ただいま出席議員は15名全員でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配付したとおりでありますので、それによって御承知を願います。

議案上程・委員長報告・質疑・討論・採決

○議長(末吉定夫君) 日程第1、議案を上程いたします。

議案第75号 勝浦市教育特区学校審議会条例の制定について、議案第76号 勝浦市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について、議案第77号 勝浦市学校教育施設整備基金条例の制定について、議案第78号 勝浦市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、議案第79号 勝浦市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、議案第80号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第81号 令和4年度勝浦市一般会計補正予算、以上7件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。丸総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 丸 昭君登壇〕

○総務文教常任委員長（丸 昭君） おはようございます。議長より御指名がありましたので、今期定例会において、総務文教常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要を御報告いたします。

当総務文教常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る12月12日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長、政策統括監、副政策統括監及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果につきましては、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、議案第75号 勝浦市教育特区学校審議会条例の制定について、議案第76号 勝浦市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について、議案第77号 勝浦市学校教育施設整備基金条例の制定について、議案第78号 勝浦市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、議案第79号 勝浦市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、議案第80号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第81号 令和4年度勝浦市一般会計補正予算、以上7件につきまして、議案第75号ないし議案第78号、以上4件は全員賛成で、議案第79号ないし議案第81号、以上3件は賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、総務文教常任委員長の報告を終わります。

○議長（末吉定夫君） これより、委員長の報告に対する質疑に入るのですが、発言通告はありませんでした。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、発言通告はありませんでした。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第75号 勝浦市教育特区学校審議会条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第76号 勝浦市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（末吉定夫君） 举手全員であります。よって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第77号 勝浦市学校教育施設整備基金条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（末吉定夫君） 举手全員であります。よって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第78号 勝浦市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（末吉定夫君） 举手全員であります。よって、議案第78号は、原案のとおり可決されました。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第79号 勝浦市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（末吉定夫君） 举手多数であります。よって、議案第79号は、原案のとおり可決されました。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第80号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（末吉定夫君） 举手多数であります。よって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第81号 令和4年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（末吉定夫君） 挙手多数であります。よって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第82号 令和4年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第83号 令和4年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第84号 令和4年度勝浦市水道事業会計補正予算、議案第85号 指定管理者の指定について、議案第86号 指定管理者の指定について、議案第87号 指定管理者の指定について、以上6件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。久我産業厚生常任委員長。

〔産業厚生常任委員長 久我恵子君登壇〕

○産業厚生常任委員長（久我恵子君） 議長より御指名がありましたので、今期定例会において、産業厚生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要を御報告いたします。

当産業厚生常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る12月13日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長、政策統括監、副政策統括監及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その審査結果につきましては、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、議案第82号 令和4年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第83号 令和4年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第84号 令和4年度勝浦市水道事業会計補正予算、議案第85号 指定管理者の指定について、議案第86号 指定管理者の指定について、議案第87号 指定管理者の指定について、以上6件につきまして、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、産業厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長（末吉定夫君） これより、委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、発言通告はありませんでした。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、発言通告はありませんでした。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第82号 令和4年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、議案第82号は、原案のとおり可決されました。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第83号 令和4年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、議案第83号は、原案のとおり可決されました。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第84号 令和4年度勝浦市水道事業会計補正予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、議案第84号は、原案のとおり可決されました。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第85号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、議案第85号は、原案のとおり可決されました。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第86号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、議案第86号は、原案のとおり可決されました。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第87号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、議案第87号は、原案のとおり可決されました。

諮問上程・説明・質疑・採決

○議長（末吉定夫君） 日程第2、諮問を上程いたします。諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいま議題となりました諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和5年3月31日をもって、人権擁護委員、西川道子氏の任期が満了することに伴い、千葉地方法務局から候補者の推薦依頼がありましたので、再度、西川道子氏を委員の候補者に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めようとするものであります。

西川氏の経歴を申し上げますと、昭和53年3月に東北福祉大学を卒業後、同年4月から千葉県立安房養護学校、現在の千葉県立安房特別支援学校の教諭として奉職以来、平成28年3月に退職されるまでの間、特別支援学校及び中学校で教員として勤め上げられました。

また、退職後は平成28年4月から3年間、特別支援教育支援員として勤務されており、今後もさらなる活躍が期待される中、その人格と識見は、人権擁護委員として適任であると考えます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上で、諮問第2号の提案理由の説明を終わります。

○議長（末吉定夫君） これより質疑に入るのですが、発言通告はありませんでした。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第2号は、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） 御異議なしと認めます。よって、諮問第2号は、正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、諮問第2号は、原案のとおり可決されました。

発議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（末吉定夫君） 日程第3、発議案を上程いたします。発議案第5号 勝浦市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

発議者から提案理由の説明を求めます。寺尾重雄議員。

[13番 寺尾重雄君登壇]

○13番（寺尾重雄君） 発議案第5号について。勝浦市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定の提案理由について説明いたします。

本議案につきましては、議員定数、現在の15名から13人へ、2名削減しようとするものであります。

勝浦市議会の議員定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成者、渡辺ヒロ子議員、瀧口和男議員の賛同をいただきましたので、提出者として提案理由の説明をいたします。

議員定数は、その数が適正とされる明確な基準がない中において、市政の現状を考察しました。

議会改革検討委員会で3年半近く協議した結果、7月の市長選挙前には、9月議会で定数1名削減・報酬アップを発議案として提出される予定が、提出されず、12月議会でも予定がありません。議会改革検討委員会の趣旨ではありません。

定数1名削減・報酬アップに対し、以前から渡辺ヒロ子議員と私寺尾の2名は、定数削減は2名、報酬は現行のままと提案してきました。

地方創生の時代における議会のあるべき姿を議員相互の討議において、その役割を具体的に検討することを目的とし、設置されました議会改革検討委員会があります。

多くの議員の方々は、将来推計人口、財政状況、他市の状況、市民の意向など様々な観点から議論してきたところです。

4年前に定数を、議会改革検討委員会において、1名削減が決められました。

本市は11月現在、人口1万6,203人、4年前は1万7,325人で、約1,000人の人口が減少しております。今後、さらなる人口減少・少子化の加速が予想される中、歳入の大幅な増加は見込めず、財政の硬直化が進み、より厳しい状況が続くと考えられます。

今回、賛同いたしました渡辺・瀧口両議員は、8月補欠選挙の4名の中の2名の議員が、定数は1名削減、議員報酬はそのまま、そのほか1名は現況のままということを聞いております。その他の議員は報酬を上げる方向に同意されておりました。

議員定数削減は、多様な民意の反映が減少するのではないかなどの意見もありますが、議員の資質の低下が問題とされる昨今、自ら資質の向上、市民の意思反映のために努力する必要があります。

私たち3名は、市民のため、勝浦のために大義を果たすために提出しました。

なお、この条例が可決された場合には、次の一般選挙から施行されるよう、よろしく御審議賜

り、全会一致をもちまして可決されることをお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

よろしくお願いします。

○議長（末吉定夫君） これより質疑に入るのでありますが、発言通告はありませんでした。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第5号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第5号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。発言通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、戸部薫議員。

〔1番 戸部 薫君登壇〕

○1番（戸部 薫君） 皆さん、こんにちは。日本共産党の戸部です。私は、議員定数削減を内容とする発議案第5号 勝浦市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてに反対をする理由を述べまして、反対討論を行いたいと思います。

まず初めに、議員の果たすべき役割には重要な幾つかがあると常々思っております。

その第1は、市民の皆さんからの要望・願いを市政に届けて、そして、市民の皆さんの営業や生活を守り、役立つ市政運営となるように絶えず努力していくこと。これが、議員の責務のまず1点目だと思います。

第2は、市政運営について、市民の皆さんの生活を守り、明るく健康に暮らせる、そういう内容になっているか。つまりは、市民の皆さんが希望する予算や事業内容になっているか。また、無駄遣いはないかなど、市民の皆さんに代わり、厳しくチェックしていくことも、議員の仕事です。

そうした議員に求められている役割を自覚すればするほど、安易に議員定数を削減することはできません。慎重な上にも慎重な判断をしなければならないと私は考えております。

さらに、本会議から付託された議案を検討する常任委員会の構成についても、考えていかなければならないと思います。現在設置されている常任委員会は2つであり、8人と7人で構成されています。これが2名の定数削減となれば、2つの常任委員会の構成は7人と6人となります。ここから委員長がその審議の会議をつかさどるために、残った6人、5人で、本会議から付託された議案を審議、検討しなければなりません。

これでは、今まで以上に少ない人数で、たくさんの議案を緻密に、そして正確に検討・審議することが難しくなるのではないのでしょうか。つまり、市民の皆さんに代わって厳しくチェックすることが、一層困難になるのではないのでしょうか。

ちなみに、近隣自治体の状況を見てみますと、大多喜町では人口約9,000人弱、世帯数は約4,100世帯、2021年度4月予算総額は約67億5,800万円で、議員定数は12です。御宿町では、人口が7,000人弱、勝浦市の2分の1以下です。世帯数約3,100世帯、同じように2021年度4月予算総

額は約49億5,300万円で、議員定数は大多喜町と同じように12です。

したがって、参考になるかどうか分かりませんが、2つの町と比較すると、勝浦市の議員定数は現在の15人よりもさらに増えるとも考えられます。

ただし、御宿町、大多喜町の議員報酬は勝浦市より、かなり低いことも付け加えておきたいと思います。したがって、私を含めて、勝浦市議会議員としてのさらなる努力が求められていると、私はそのように考えております。

次に、ジェンダー平等の視点から考えてみたいと思います。

結論的には、定数削減は、このジェンダー平等社会を目指している全世界、そして日本の世論とも逆行する、そういう中身になるのではないかというふうに思うからであります。

現在の我が国のジェンダー平等指数は、世界中の国々と比べると、私の記憶では115位です。つまり、大きく立ち後れているということです。女性が1人でも多く市議会議員になってほしい。そして、女性の立場ならではの発言を多くしていただき、市民の皆さんの要望・願いを実現するために活躍してほしいと願うのは、私だけではないと思います。

そうした場合に、女性が議会に進出しやすい定数があるべきと私は考えます。よって、定数削減は、こうした願いにも逆行するのではないのでしょうか。多くの女性の皆さんから、そうした声を聞いておりますので、慎重な御審議をお願いしたいというふうに思います。

さらに付け加えますと、若い方々に議員になっていただき、新しいニーズと感覚を生かして議会で活躍していただくことを願う者の一人として、門戸を広げておくことも大切です。そのためには、ジェンダー平等での女性の活躍への期待と同様に、定数削減は逆行するのではないのでしょうか。

以上、幾つかの理由を述べ、私の反対討論といたしますが、なお、私は定数削減について、いつまでも、どこまでも反対を続ける、そういうつもりはありません。その時々状況を判断して、今後もその都度、対応を考えてまいるという決意でございます。

ぜひ皆さん、慎重な御検討をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

御清聴ありがとうございました。

○議長（末吉定夫君） 次に、渡辺ヒロ子議員。

〔6番 渡辺ヒロ子君登壇〕

○6番（渡辺ヒロ子君） 私は発議案第5号、寺尾議員の発議に対し、賛成の立場で討論いたします。

これは、議員定数を2名削減し、現行の15名を13名にしようとするものです。

私が委員として参加している議会改革検討委員会では、この2年間、議員定数について協議を進めてきました。その中で、一度は1名定数減の意見で決議されたものの、その後に現状維持の意見が出たため、凍結してしまいました。

私は、当初より一貫して、2名定数減の立場をとってきました。その理由について、この場で意見を述べさせていただきます。

現在、勝浦市は、若い世代の首都圏への流出や、全国的な少子化の影響を受け、年々、人口減少が進んでいます。それに伴い、税収入、財政への不安、そして、私たち議員活動が見えてこないなどの理由から、議員数削減を希望する市民の声が多く上がっていることを真摯に受け止めなければいけないと考えています。

多くの議員から「議会が軽視されてはいけない。広く市民の声を市政に反映するためには、議

員数の現状維持が必要」などの意見が出ました。また、「人口1,000人に対し議員1名など、基準を定めるべき」との意見もありました。

確かに「市民の方々の声を市政に反映させる」、それこそが議員としての責務だと考えます。そして、その責務に対する議員の役割と義務は大きいものだと思います。

もし、このまま勝浦市の人口減少が進み続け、今よりもさらに縮小化した市政を考えなければいけなくなった場合、勝浦市を運営していくため、そして、議員一人一人が負った責務を十全に果たすことができる人数、それは何人が適当なのでしょう。

私は、令和4年6月に出されました全国市議会議長会が発表した全国815の市の調査結果の中から、人口2万人未満の市、勝浦を含む23の市を拾い上げ、議員数の平均を求めました。すると、12.65人でした。この数字は、それぞれの市政の状況が違うため、一概に絶対とは言えません。ですが、私はこの結果からも、議員定数2名削減の13名で、議会は運営できると強い確信を得ました。

議員一人一人が自らの質を高めつつ、市民からの期待に沿えるよう努める。これは、議員数13人になったとしても、変わらず重要なことです。加えて、定数削減により、さらにその重責をしっかりと認識して活動していくことが必要だと思います。

そして、いかに市民の方々の声を市政に反映できるか、みんなで考え、おのこの協力体制を強めれば、勝浦市として、健全な議会運営はできると考えています。

2名削減した分の報酬と時間は、子育て支援、教育予算拡充、高齢者の生活支援にと、目的を持った直接的な支援活動に使われることを期待しつつ、議員数2名削減の発議に賛成し、議員皆様からの賛同を強く求めます。

よろしくお願いいたします。

○議長（末吉定夫君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、発議案第5号 勝浦市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（末吉定夫君） 挙手少数であります。よって、発議案第5号は否決されました。

議員の派遣について

○議長（末吉定夫君） 日程第4、議員の派遣についてを議題といたします。

本件につきましては、会議規則第164条の規定により、お手元へ配付の議員派遣の件について、承認を得ようとするものであります。

お諮りいたします。これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は承認することに決しました。

閉 会

○議長（末吉定夫君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもって、令和4年12月勝浦市議会定例会を閉会いたします。

午前10時39分 閉会

本日の会議に付した事件

1. 議案第75号～議案第87号の総括審議
1. 諮問第2号の総括審議
1. 発議案第5号の総括審議
1. 議員の派遣について

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

令和 年 月 日

勝 浦 市 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員